

4 人身事故の防止対策

(1) 船舶事故によらない乗船者の人身事故の防止対策

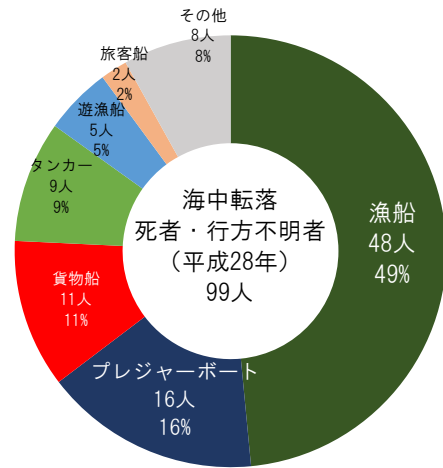
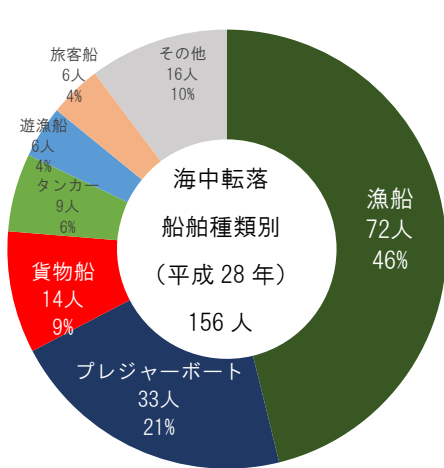
ア 船舶からの海中転落事故の発生状況

平成28年の船舶からの海中転落事故の発生状況は156人で、船舶種類別にみると漁船が72人（46%）と最も多くなっています。

また、海中転落による死者・行方不明者99人を船舶種類別にみると、同様に漁船が48人（49%）と最も多くなっています。

【船舶からの海中転落 船舶種類別割合（平成28年）】

【船舶からの海中転落による死者・行方不明者の割合（船舶種類別）（平成28年）】



イ 漁船からの海中転落事故の発生状況

漁船からの海中転落による死者・行方不明者48人のうち、ライフジャケットを着用していたのは8人で、着用率は17%と非常に低くなっています。

また、漁船からの海中転落による死者・行方不明者のうち一人乗り漁船によるものは34人であり、漁船からの海中転落による死者・行方不明者の71%を占めています。

【漁船からの海中転落（過去5年間）】

【一人乗り漁船からの海中転落（過去5年間）】※左表の内数

単位（人）	H24	H25	H26	H27	H28
漁船からの海中転落	90	91	104	72	72
うち死者・行方不明者	64	61	76	48	48
うちライフジャケット着用者	9	9	15	8	8
ライフジャケット着用率	14%	15%	20%	17%	17%

単位（人）	H24	H25	H26	H27	H28
一人乗り漁船からの海中転落	58	58	62	49	47
うち死者・行方不明者	46	40	51	32	34
うちライフジャケット着用者	8	6	8	7	7
ライフジャケット着用率	17%	15%	16%	22%	21%

【事件事例】 漁船からの海中転落

(概要)

島根県隠岐の島沖合い

9月14日、事故者は甲板上で仕分け作業を実施していたが、漁網が船外に落下しそうになり、落下を止める為に漁網を掴んだところ勢いが止まらず、漁網とともに船外に投げ出され海中転落した。同人はライフジャケット未着用で行方不明となった。

⇒事故の要因：ライフジャケット未着用、作業時の不注意

- ・ ライフジャケットは必ず着用！
- ・ 単独操業を避け、2隻以上で集団操業を！



ウ 当庁の取組み

漁業者は不安定な船上において、投網・揚網等の身を乗り出す作業が多いことが、海中転落が多い要因の一つとして挙げられます。このことから、漁業者自らが自身の行う作業の危険要因を把握することが重要であり、海上保安庁では安全啓発リーフレットの配布等により事故防止を推進するとともに、水産庁が安全推進員要請のため全国各地で開催する「漁業カイゼン講習会」に積極的に協力のうえ、安全意識の高揚・啓発に努めています。

また、万が一海中転落した際の生存率を向上させるため、自己救命策の重要性についての指導・啓発活動を行い、ライフジャケットの着用推進を図っています。

エ 海難の減少に向けた課題

漁船に乗船している漁業者のライフジャケット着用率は依然として低く、ライフジャケットの重要性を認識していない漁業者も存在することから、漁業者の安全意識について更なる向上が必要と考えています。

また、従来航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合のみに課せられていたライフジャケットの着用義務について、平成30年2月1日からは原則として暴露甲板上に乗船している場合は、常時着用義務が課せられることになることから、漁業者に対する着用義務の範囲拡大についての周知徹底が必要と考えています。

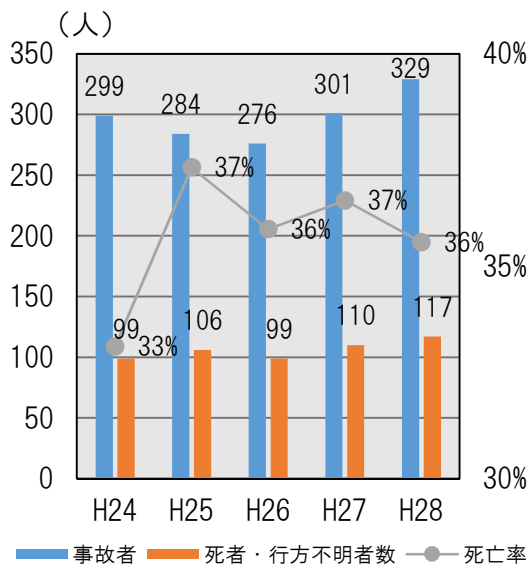
## (2) マリンレジャーに関する海浜事故の防止対策

### ア 遊泳中における事故の防止対策

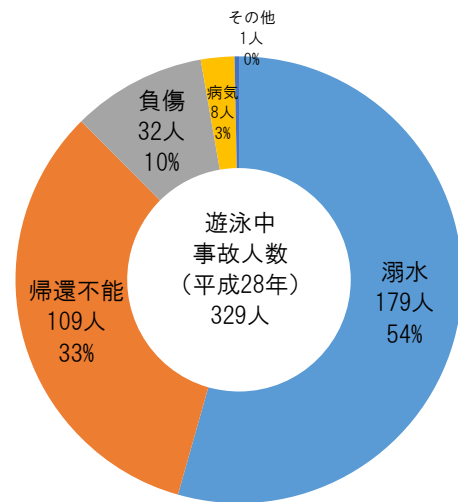
#### (ア) 事故の発生状況

平成28年の遊泳中の事故者数は329人で、このうち死者・行方不明者は117人でした。事故者329人を事故内容別にみると、海水誤飲などによる溺水が最も多く179人（54%）でした。

【事故発生数及び死者・行方不明者数の推移（過去5年間）】



【事故内容別事故者数の割合（平成28年）】

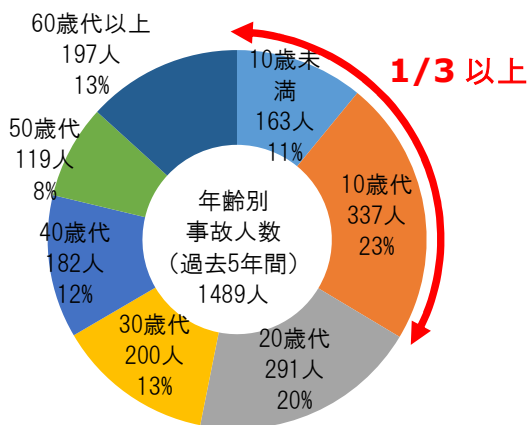


#### a 年齢層別発生状況

過去5年間の事故者数を年齢層別にみると、10歳代の事故者が23%と最も多く、20歳未満の事故が3分の1以上を占めています。10歳代以下の事故では、保護者や友人などの同行者が気付かないうちに溺れ、死亡に至るケースがありました。

### 第3章 海難の防止対策

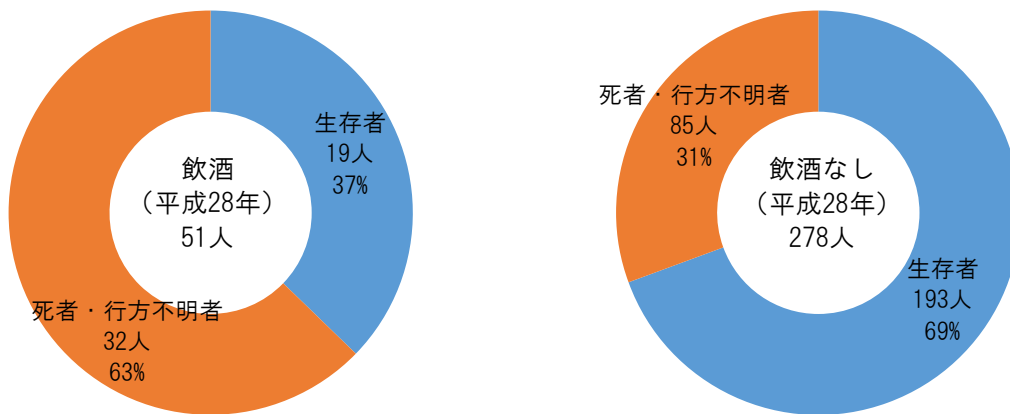
【年齢層別事故者数の割合（過去5年間）】



#### b 飲酒による事故

事故者329人のうち、飲酒をしての遊泳による事故者は51人で昨年より10人増加しました。飲酒をしての事故者の死亡率は63%となっています。

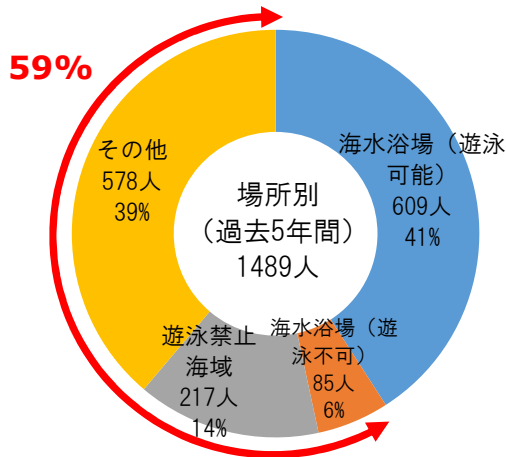
【飲酒をしての遊泳による事故者の死亡率（平成28年）】



#### c 事故の発生場所

一方で、過去5年間の事故者数を事故発生場所別にみると、遊泳可能な海水浴場以外における事故者が59%と多くを占め、海水浴場外で遊泳が禁止されている場所における溺水事故も発生しています。

【事故発生場所別の事故割合（過去5年間）】



※その他：海水浴場又は遊泳禁止海域以外の海域における遊泳、シーズン外の海水浴場内における遊泳等

【事故事例】遊泳中の事故

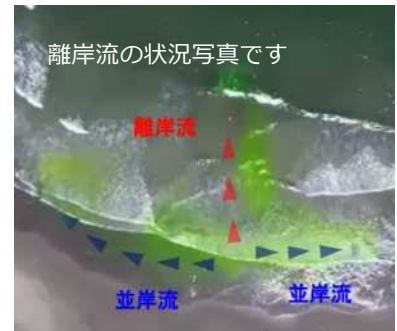
（概要）

福島県南相馬市北泉海岸

8月21日、2名で遊泳禁止期間中の海水浴場で遊泳中、1名が波により沖に流され行方不明になった。同人は後日沖合いで発見されたが、死亡が確認された。（強風注意報、波浪注意報発表中）

⇒事故の要因：遊泳禁止期間中の海水浴場、気象注意報発表中

- ・ 悪天候のときは海にでない！
- ・ 海水浴場の遊泳可能な場所で遊泳可能な時期に楽しむ！
- ・ 離岸流の強い場所か事前に確認！



（イ）当庁の取組み

これらの事故を防止するためには、遊泳中のライフジャケットの着用が効果的であることから、海上保安庁では（公財）マリンスポーツ財団が実施している「ライフジャケットレンタルステーション」の取組みを後援するなど、遊泳中のライフジャケット着用についての周知啓発を推進しているほか、（一社）水難学会が提唱する「ういてまで」（落水時に水面に体を仰向けに浮かべて呼吸を確保し、救助を待つ方法）などの溺水防止教育についても関係機関と連携して周知活動に努めています。

このほか、海水浴場における遊泳中の事故を防止するためには、現場におけ

### 第3章 海難の防止対策

る監視業務や救助活動を実施しているライフセーバーとの連携が不可欠であることから、地域のライフセービングクラブの活動を管理しているNPO法人日本ライフセービング協会と救助体制の連携や事故情報の共有に関する協定を締結し、連携して事故防止策を推進していくこととしています。

これらに加え、遊泳中の事故原因のひとつと思われる離岸流については、各地域において地元の大学などと協力して離岸流の発現状況や漂流検証などの実態調査を実施し、その結果を地元自治体へ周知・啓発するなどの取組みを行っています。

#### (ウ) 海難の減少に向けた課題

海水浴場以外の場所における事故を防止するためには、海岸管理者が海水浴場と遊泳禁止の場所を明確にし、立ち入り禁止措置を講じるなどの安全対策の推進による事故の減少が課題となっています。

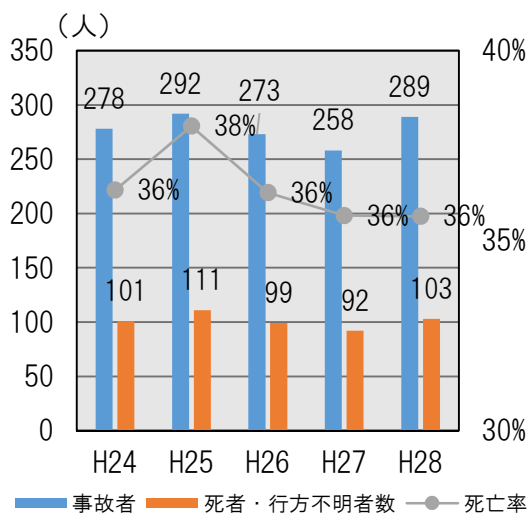
また、飲酒時の事故については、通常時と比べて死亡率が大きくなることを踏まえ、清涼飲料水業界が主催するキャンペーンとタイアップした周知活動を展開するなど、飲酒時における遊泳の危険性についてより多くの遊泳者に訴えていくことが課題です。

#### イ 釣り中における事故の防止対策

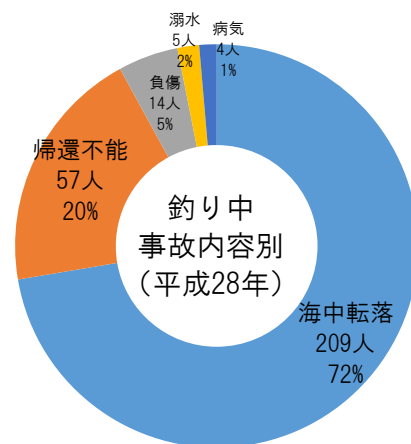
##### (ア) 事故の発生状況

平成28年の釣り中の事故者数は289人で、このうち死者・行方不明者数は103人でした。事故者289人を事故内容別にみると、海中転落が最も多く209人(72%)で、足を踏み外したり、波にさらわれたりなどして海中転落しています。

【事故発生数及び死者・行方不明者数の推移（過去5年間）】



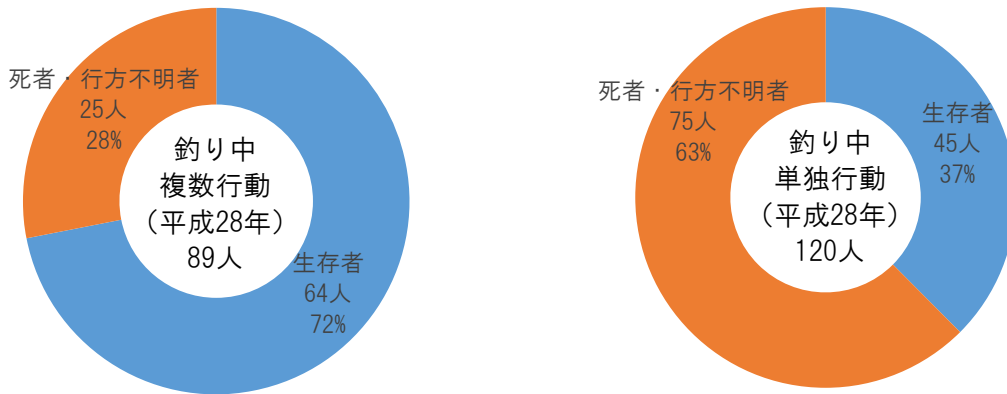
【事故内容別事故者数の割合（平成28年）】



a 事故者の単独行動・複数行動

また、海中転落者209人のうち複数で行動していた者は89人で、死者・行方不明者は25人（死亡率28%）でしたが、単独で行動していた者は120人で、死者・行方不明者は75人（同63%）であり、複数で行動していた者に比べ、単独で行動していた者の死亡率は約2倍となっています。

【事故者の単独行動・複数行動別の死亡率（平成28年）】

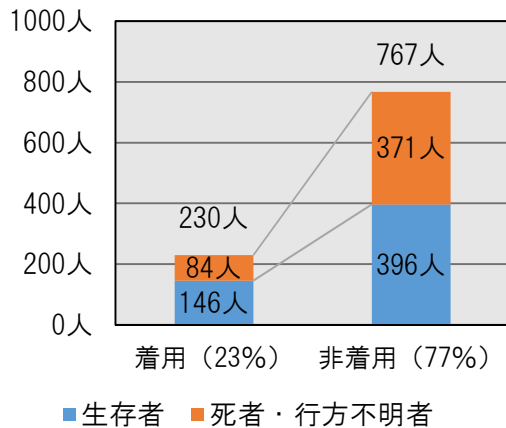


b ライフジャケットの着用状況と事故発生場所

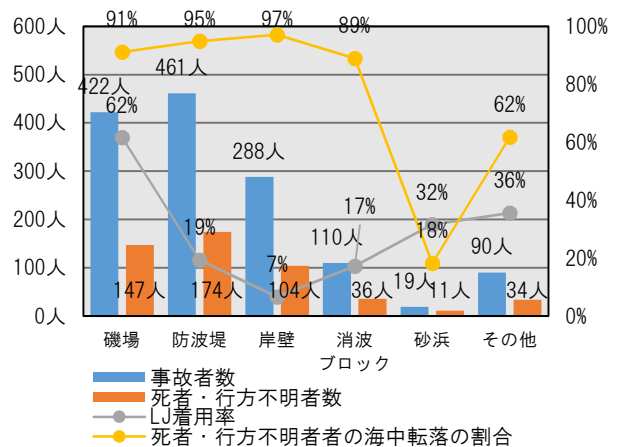
過去5年間の釣り中の海中転落による事故者は997人で、このうちライフジャケットを着用していたのは230人（23%）でした。

また、釣り中の事故を発生場所別にみると、事故者数及び死者・行方不明者数が多いのは防波堤、磯場、岸壁の順となっています。特にこれらの場所のうち 防波堤、岸壁では、死者・行方不明者の96%が海中転落によるものですが、ライフジャケットの着用率が防波堤で19%、岸壁で7%となっています。防波堤では、日出前、日没後の時間帯に多く発生しています。

【海中転落者のライフジャケット着用状況（過去5年間）】

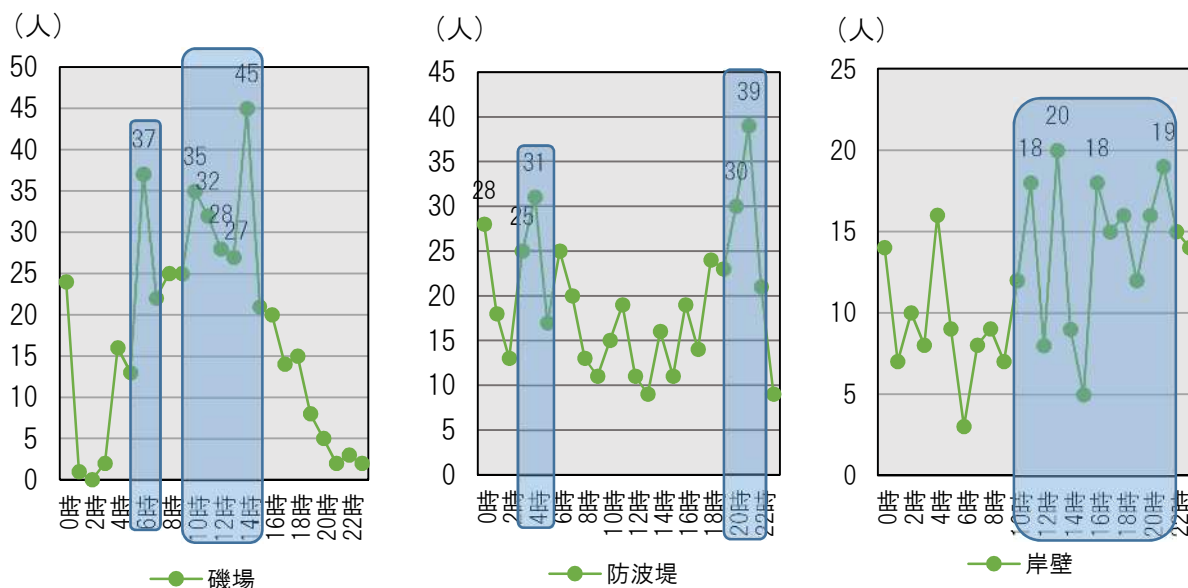


【活動場所別事故者及び死者・行方不明者数とライフジャケット着用率（過去5年間）】



### 第3章 海難の防止対策

【活動場所別事故発生時刻別事故者数（平成28年）】



#### 【事故事例】釣り中の事故

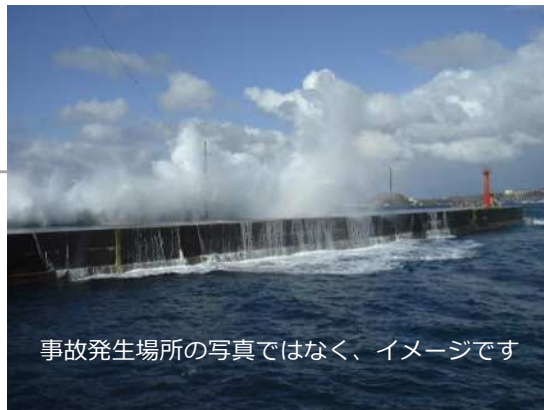
##### （概要）

東京都伊豆大島泉津漁港防波堤

10月28日、1名で夕方から翌朝にかけて防波堤において釣り中、何らかの原因により海中転落し行方不明になった。捜索したが発見に至らず現在も行方不明。（強風注意報、波浪注意報発表中）

⇒事故の要因：単独行動、気象注意報発表中、ライフジャケット非着用、夜間

- ・ 自然環境に合わせた滑り止めの付いた靴や懐中電灯等の準備は万全に！
- ・ 気象・海象情報の事前確認！
- ・ ライフジャケットの着用を！
- ・ 複数で行動を！



事故発生場所の写真ではなく、イメージです



(イ) 当庁の取組み

釣具店等に釣り中の事故防止に係る注意点をまとめたリーフレットを配布しているほか、釣り専門雑誌に事故防止の記事を掲載しています。また、海上保安官が直接釣り人に対し安全啓発活動を行っています。

(ウ) 海難の減少に向けた課題

釣り中における事故は防波堤や岩場からの海中転落が多いのが特徴です。

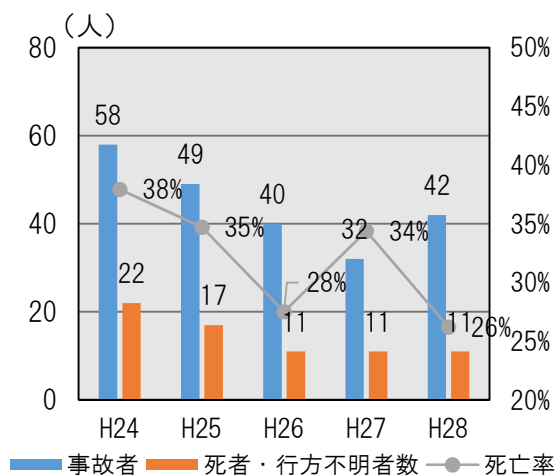
これらの事故を防止するためにはライフジャケットの着用はもちろん、危険な場所に立ち入らないことも重要ですが、各地の防波堤は立入禁止の場所が多いにもかかわらず、立入禁止の看板等が設置されていない箇所や、立ち入り禁止区画に容易に侵入する事が可能な場所も多いことから、これら危険な場所への立入禁止策の強化、照明設備や転落防止施設等の設置など、事故発生状況を踏まえた安全対策が課題です。

ウ スキューバダイビング中における事故の防止対策

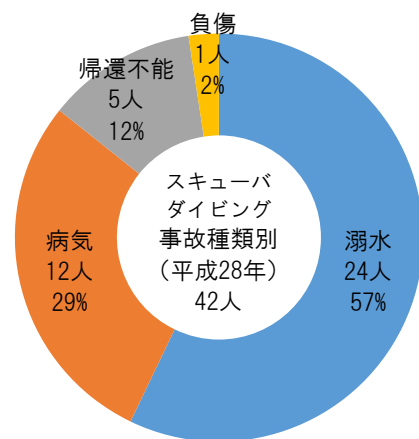
(ア) 事故の発生状況

平成28年のスキューバダイビング中の事故者数は42人で、このうち死者・行方不明者数は11人でした。事故者42人を事故内容別にみると、溺水が最も多く24人（57%）で、レギュレーターに入った海水の誤飲による事故などがありました。続いて病気が12人（29%）、帰還不能が5人（12%）で、体調不良が原因による事故や潮流などにより流される事故などがありました。

【事故発生数及び死者・行方不明者数の推移（過去5年間）】



【事故内容別事故者数の割合（平成28年）】

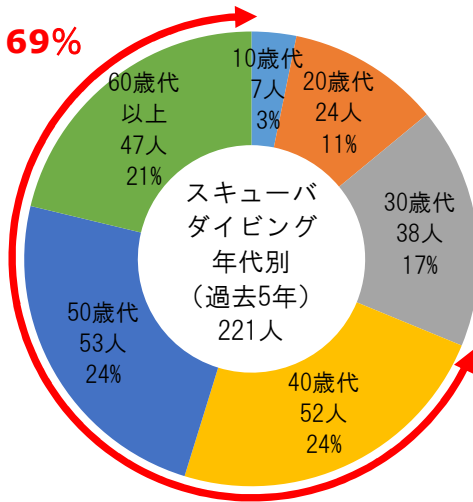


### 第3章 海難の防止対策

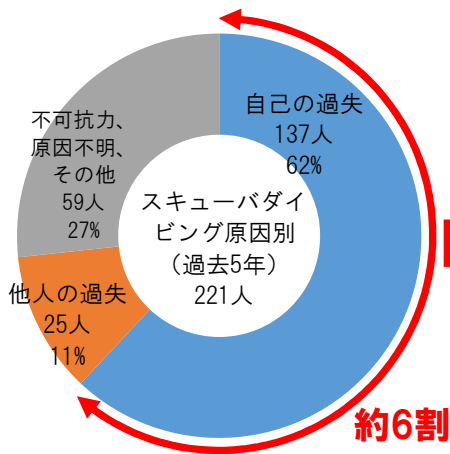
#### a 年齢層別発生状況

過去5年間の事故者数を年齢層別にみると、40歳代以上が69%を占めており、事故原因は、知識・技能不足、寝不足などの健康状態に対する不注意や活動に対する不注意などの「自己の過失」によるものが約6割を占めています。

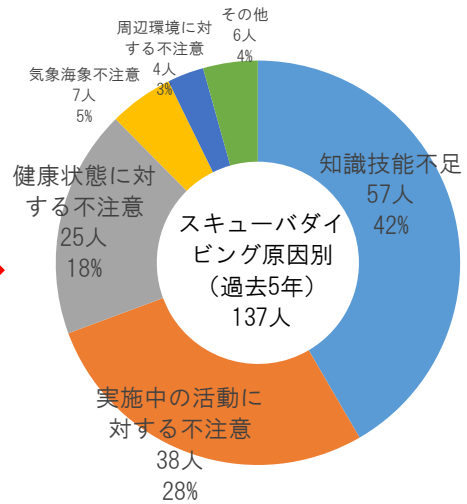
【年齢層別事故者数の割合（過去5年間）】



【事故原因別事故者数の割合（過去5年間）】



【事故原因別事故者数の割合（過去5年間）】



## 【事故事例】スキューバダイビング中の事故

**（概要）**

大阪府高石市目良漁港沖

7月15日、インストラクター及び3名でダイビング中、1名のレギュレーター不調により空気が出ないことからインストラクターが強制送気を行い復旧したが、意識混濁状態となっていたことから、浮上し病院に搬送したものの死亡が確認された。

- ・ 使用器材のメンテナンスや器材取扱いの習熟！
- ・ 事故があった場合の救助機関、医療機関などへの連絡方法等を確実に把握！
- ・ 緊急時であっても、バディーと意志疎通を図り、冷静に行動を！

**（イ）当庁の取組み**

海上保安庁では、ダイビング事故防止に資するべく、（一社）日本海洋レジャー安全・振興協会などダイビング関係団体や専門雑誌へダイビング事故情報の提供を行うとともに、関係団体主催の安全講習会において講演等を実施しています。

**（ウ）海難の減少に向けた課題**

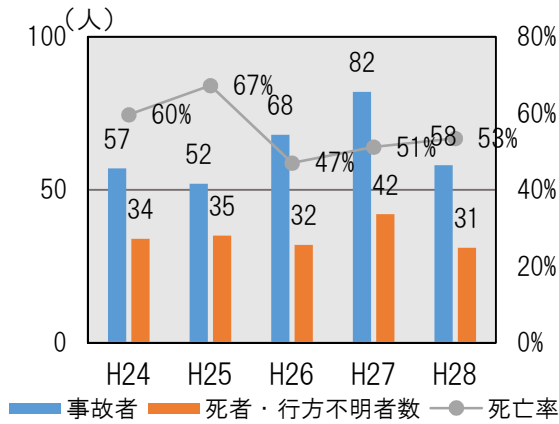
スキューバダイビング中における事故原因の多くは、寝不足などの健康状態に対する不注意や知識・技能不足などの「自己の過失」です。このため、自身の体調管理や気象海象及び潮の流れ等の地理的特徴の把握、使用器材のメンテナンス及び検査等の安全管理の徹底が課題です。

**エ シュノーケル使用中における事故防止対策****（ア）事故の発生状況**

平成28年のシュノーケル使用中の事故者数は58人で、このうち死者・行方不明者数は31人でした。事故者58人を事故内容別にみると、溺水が最も多く42人（72%）で、シュノーケル（呼吸管）内に入った海水を誤飲する事故などがありました。続いて帰還不能が11人（19%）で、潮流などで戻れず漂流した事故などがありました。シュノーケルによる海水誤飲の要因としては、シュノーケルクリア※などの技術が不足している点が考えられます。

### 第3章 海難の防止対策

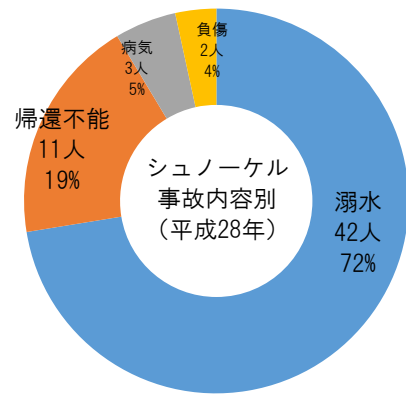
【事故発生数及び死者・行方不明者数の推移（過去5年間）】



【シュノーケルクリアの様子】



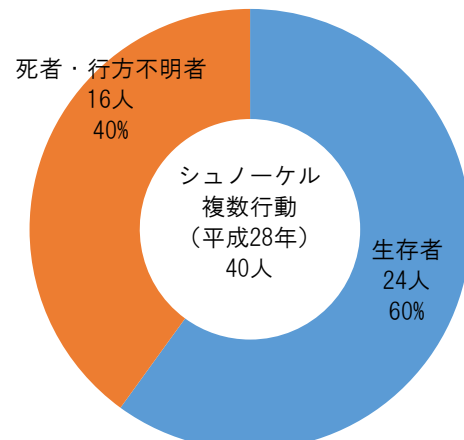
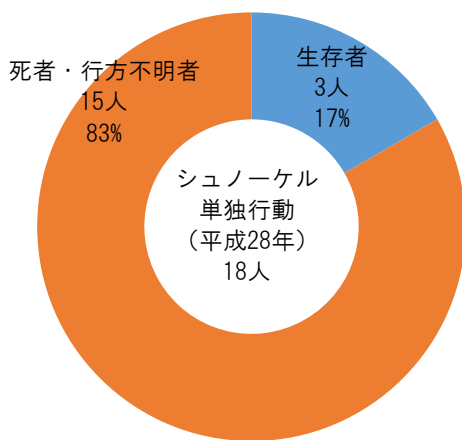
【事故内容別事故者数の割合（平成28年）】



※「シュノーケルクリア」とは、「シュノーケル（呼吸管）に水が入った場合に、息を吹き返すことで水を吸い込まずに排除する技術を言います。（写真参照）」

事故者58人のうち複数行動していたものは40人で、死者・行方不明者は16人（死亡率40%）でしたが、単独行動していた者は18人で、死亡・行方不明者は15人（死亡率83%）であり、単独行動の場合の死亡率は複数行動の約2倍となっています。

【事故者の単独行動・複数行動別の死亡率（平成28年）】



【事故事例】 シュノーケルの事故

**事故事例**

静岡県西伊豆町根合海水浴場

8月20日、家族友人の4名で飲酒後にシュノーケル中、1名が単独離れた場所で溺れ、うつ伏せで漂流しているのを発見。ライフセーバー等により救助され、病院に搬送したが死亡が確認された。(波浪注意報発表中)

⇒事故の要因：飲酒、単独行動、気象注意報発表中

- ・ シュノーケルクリアなどの基本的な知識・技術を習得してから！
- ・ 潮流の激しい海域など海域環境、気象海象状況に十分注意！
- ・ 複数で行動を！

**(イ) 当庁の取組み**

海水浴場などにおいて、シュノーケルの正しい利用方法についての呼びかけなどの啓発活動を実施しています。

**(ウ) 海難の減少に向けた課題**

シュノーケルクリアなどの基本的な技術を習得できていないことが原因による溺水事故が多くを占めることから、シュノーケルを使用した潜水を安易に考えずに、潜水知識、技能習得、気象海象の確認をはじめとする責任感のある行動の定着による事故の減少が課題となっています。

【Topics 4】新たなマリレジャーについて

近年、技術の進歩等に伴い、従来のカテゴリーにとらわれない新たなマリレジャーが続々と開発・導入されています。

代表的なものとして、水上オートバイのジェット噴流を活用したいわゆる hidro デバイス系遊具と呼ばれるジェットパック、フライボード、ホバーボードのほか、サーフィンの発展的遊具であるカイトサーフィン、サーフライダー、そのほかにも水中スクーターに似たシーボブなどが挙げられます。

平成28年における新たなマリレジャーに関する事故発生状況は下表のとおりですが、このうちカイトサーフィンで遊走中だった2名の方が命を落とされている状況です。

今後も新たなマリレジャーが導入されるにつれて事故も増えていくものと予想されることから、海上保安庁においては新たなマリレジャーに関する事故を防止するため、最新の情報収集を行うとともに、関係団体等と連携してそれぞれの遊具の特性に応じた安全対策を検討していくこととしています。

表 平成28年における新たなマリレジャー事故

月日	種類	事故概要
6月18日	ジェットサーフ	航行中、右手でジェットサーフ本体を掴んだところ、右手親指が推進部の駆動部に入り負傷したもの（右手親指左半分切断）。
8月9日	シーボブ	シーボブにて水中遊泳していたところ、同僚が操縦する水上オートバイの針路上に進入したため接触したもの（外傷性くも膜下出血）。
8月16日	カイトサーフィン	カイトサーフィンで遊走中、風で流され帰還できなくなったもの（怪我なし）。
9月18日	ホバーボード	航走を開始しようとした際にホバーボードを外したところ、外したボードが事故者の頭部に落下し、前額部に切創を負ったもの（前額部切創）。
10月14日	カイトサーフィン	単独で遊走中、何らかの原因で転倒、溺水したもの（死亡）。
10月23日	カイトサーフィン	遊走中、何らかの原因で溺水したもの（死亡）。

シーボブ



カイトサーフィン

